

平成 30 年 2 月市議会総務委員会資料

第 44 号議案

過疎地域自立促進市町村計画の変更について

〈目 次〉

I	過疎地域自立促進特別措置法についてP. 1
II	過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）の変更についてP. 3
III	『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表P. 7

企 画 財 政 部
平 成 3 0 年 2 月

I 過疎地域自立促進特別措置法について

1 目的(法第1条)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

2 過疎地域の要件(法第2条)

- (1) 人口要件 人口減少が著しいこと。
- (2) 財政力指数 財政力に余裕のある団体は含めない。

3 長崎市の過疎地域(法第33条)

旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町及び旧外海町の4地域

※合併があった場合の特例

過疎地域市町村を含む合併があった場合に、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるようにする措置の充実を図るため、合併後の市町村が過疎地域市町村の要件に当てはまらない場合についても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととされている。

4 過疎地域自立促進市町村計画(法第6条)

過疎地域の市町村は、自立促進方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。

※自立促進方針…都道府県が過疎地域の自立促進を図るため定めた計画

5 過疎法に基づく財政支援措置(法第10条・第12条)

- (1) 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例。
- (2) 過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業に対する地方債(過疎対策事業債)の充当。
 - ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)
 - イ 交付税措置:起債の元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

6 対象施設及び対象事業(法第 12 条)

<p>産業振興施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道、漁港・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入もしくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○市町村所有の貸工場・貸事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	<p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
<p>交通通信施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○鉄道施設・鉄道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	<p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
<p>過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む) 	
<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		

Ⅱ 過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)の変更について

1 変更内容

高島地区及び野母崎地区に係る過疎計画について、平成 30 年度以降に新たに予定している事業を追加するため、変更を行う。

2 追加する事業の概要

(1)し尿処理施設整備事業(高島地区)

ア 事業内容

高島クリーンセンターのし尿処理施設において、前処理したし尿を脱水設備へ送るための投入ポンプが、設置後約25年が経過し、老朽化していることから、更新するもの。

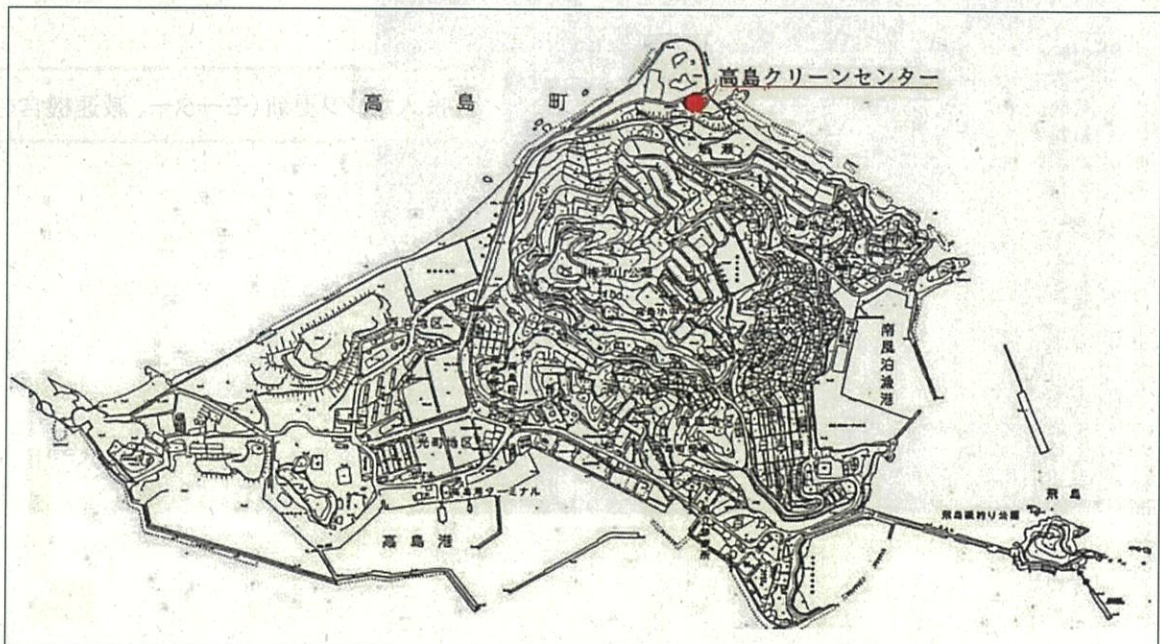
イ 財源内訳

[単位:千円]

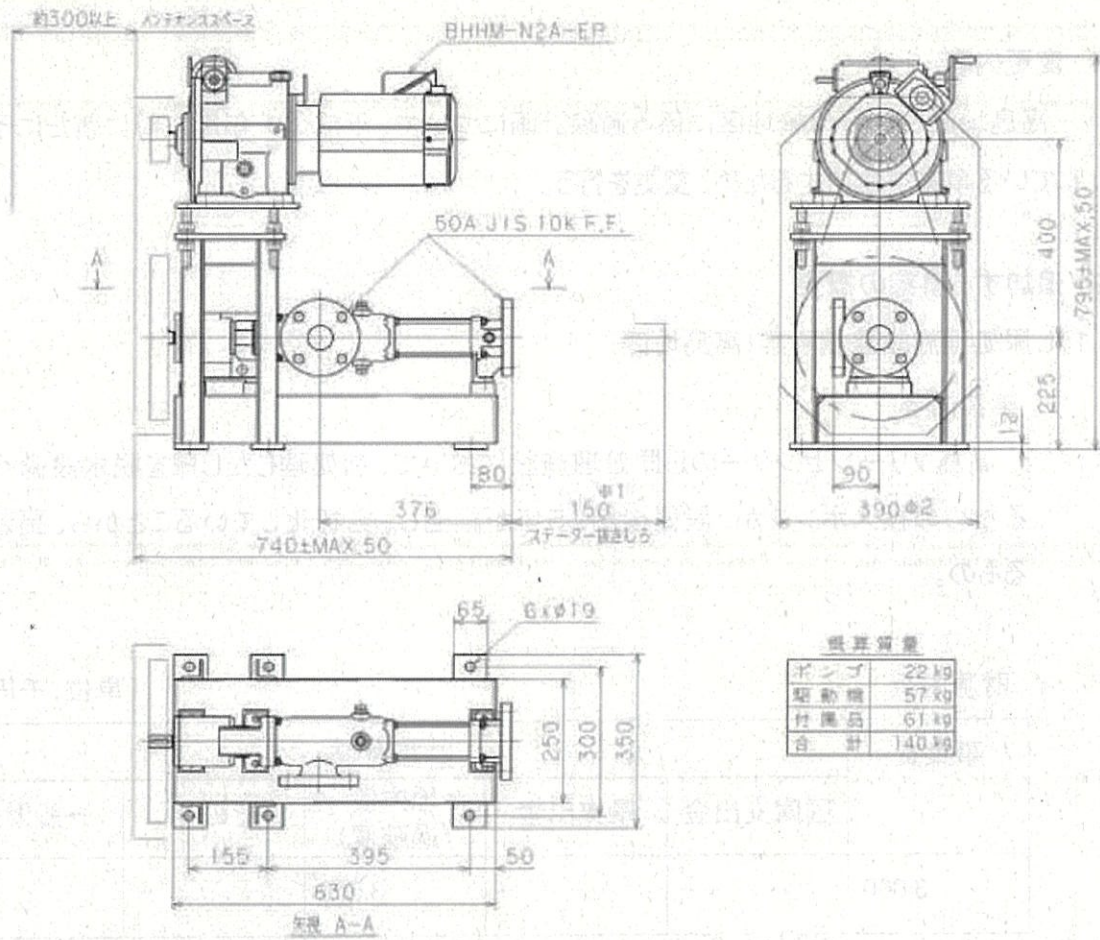
事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 (過疎債)	その他	一般財源
3,000	-	-	3,000	-	-

ウ 位置図

高島クリーンセンター 位置図



エ 投入ポンプ参考図



オ 現況写真



投入ポンプ更新(モーター、減速機含む)

(2) 恐竜博物館建設事業(野母崎地区)

ア 事業内容

白亜紀後期の三ツ瀬層(約 8100 万年前)からティラノサウルス科の歯の化石をはじめ、恐竜・翼竜など多種多様の化石が長崎半島から発見されており、それらをもとにその当時の長崎の情景が描けることは専門家からも高い評価を受けている。

これら長崎の自然史における貴重な財産を有効に活用して、調査研究、資料の収集、展示、教育活動に資するための恐竜博物館を建設する。

(ア)建設場所 野母崎田の子地区 野母崎運動公園水泳プール跡地

(イ)事業期間 平成 30 年度～平成 33 年度

(ウ)施設規模 延床面積 2,250 m² うち常設展示面積 650 m²

(エ)全体計画(総事業費 1,740,000 千円)

(単位:千円)

事業年度	事業費	内 訳				
		建築工事費	展示施工費	標本収集	研究機器購入	その他(設計費含む)
平成 30 年度	132,800	0	0	75,600	0	57,200
平成 31 年度	552,000	374,196	91,035	0	0	86,769
平成 32 年度	842,700	561,296	0	134,981	146,368	55
平成 33 年度	212,500	0	212,415	0	0	85
総事業費	1,740,000	935,492	303,450	210,581	146,368	144,109

平成 30 年度事業費 132,800 千円

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
基本計画	4,860	基本計画(諸室の配置や動線、活動計画、運営体制等)の策定
地質調査	14,040	建設予定地の地質調査
標本収集	75,600	全身骨格標本等、展示資料の収集
建築設計	28,065	建築工事の基本・実施設計(見込額の 30%(前金相当分))
展示設計	9,104	展示施工の基本・実施設計(見込額の 30%(前金相当分))
事務費	1,131	
計	132,800	

イ 財源内訳

(単位:千円)

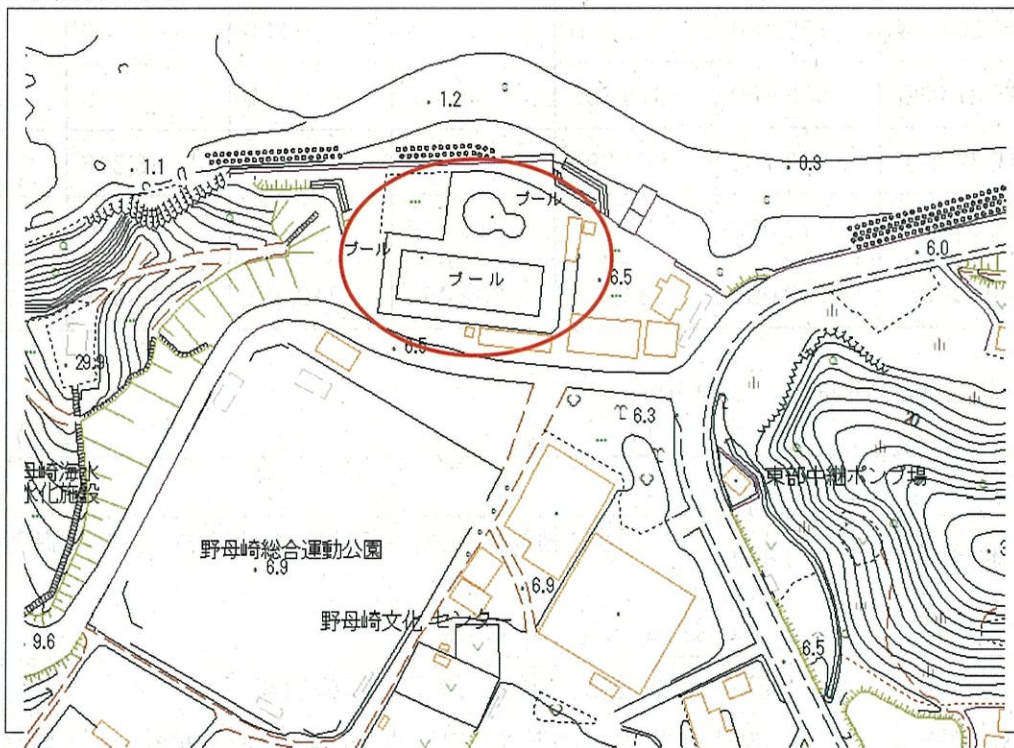
事業年度	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
平成 30 年度	132,800	—	—	132,800	—	—
平成 31 年度	552,000	—	—	552,000	—	—
平成 32 年度	842,700	—	—	842,700	—	—
小 計	1,527,500	—	—	1,527,500	—	—
平成 33 年度	212,500	—	—	191,200	—	21,300
合 計	1,740,000	—	—	1,718,700	—	21,300

※ 平成 30 年度～平成 32 年度 過疎対策事業債(充当率:100%)

※ 平成 33 年度 地域活性化事業債(充当率:90%)

ウ. 位置図

建設予定地



エ スケジュール(予定を含む)

平成 29 年度	基本構想
平成 30 年度	基本計画、地質調査
平成 30 年度～平成 31 年度	建築工事の基本・実施設計、展示施工の基本・実施設計
平成 30 年度～平成 32 年度	標本収集
平成 31 年度～平成 32 年度	建築工事
平成 32 年度	研究機器購入
平成 31 年度～平成 33 年度	展示施工
平成 33 年度 10 月	開館(予定)

Ⅲ 『過疎地域自立促進市町村計画』新旧対照表

3 生活環境の整備

(3)計画

イ 高島地区 事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度)

変更前					変更後				
自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1)水道施設				3 生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	配水施設整備事業	市			簡易水道	配水施設整備事業	市	
	(2)下水処理施設					(2)下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市			公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	その他	漁業集落排水事業	市			その他	漁業集落排水事業	市	
	(3)廃棄物処理施設					(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	市			ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	市	
					し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	市		

7 地域文化の振興等

(3) 計画

ウ 野母崎地区 事業計画(平成 28 年度～平成 32 年度)

変更前					変更後				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (地 区)	自立促進施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (地 区)
7 地域文化 の振興等	(2)過疎地域 自立促進特 別事業				7 地域文化 の振興等	(1)地域文化 振興施設等			
		「芸術文化活動助成金事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金 (予算の定める範囲で助成)であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動 団体			地域文化振 興施設	恐竜博物館建設事業	市	
					(2)過疎地域 自立促進特 別事業		「芸術文化活動助成金事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金 (予算の定める範囲で助成)であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動 団体	